

第1～第5 こども園の認定こども園化に関する説明会でいただいた質問と回答

（令和7年6月28日（土）、6月29日（日）、7月5日（土））

項目	質問内容	回答
認定こども園化のメリット・デメリット	資料には保護者の利便性の向上と業務の効率化を図るため認定こども園へ移行すると書かれているが、保護者の利便性の向上とは具体的にどのような事があるのか教えて欲しい。	市独自のこども園の時は、あくまで保育所か幼稚園のいずれかに所属している事になり、保護者の就労形態等に変更が生じた場合は、現在所属している保育所を一旦退所し、改めて幼稚園に入園手続きをする必要があったが、今後は、認定変更の手続きのみとなり、継続して通うための手続きが簡略化される。
認定こども園化のメリット・デメリット	檀原市に待機児童が何百人いる中で、幼保連携型認定こども園への移行により待機児童の解消につながるのか教えていただきたい。	今回の認定こども園化については直接、待機児童対策につながるものではない。
認定こども園化のメリット・デメリット	保護者にとって認定こども園化に伴うデメリットはあるか。	デメリットはないと考えている。 ほぼ現状とは変わらない。
認定こども園化のメリット・デメリット	資料の下部の「幼保連携型認定こども園とは」のところで「地域における子育て支援を行う機能（親子登園・子育て相談等）があります。」と書かれているが、新しくなる認定こども園でもこれらの機能があるという理解でよいか。	お見込みのとおりで、子育て相談室を設け、子育て相談等を行う事になる。
費用や保育内容などについて	1号認定の幼稚園的な利用について具体的に教えて欲しい。	幼稚園的な利用は保育時間が短く、登園時間は8時40分から9時の間。降園時間は水曜日だけ13時30分、それ以外は14時10分。また、16時30分まで預かり保育を行っている。

項目	質問内容	回答
費用や保育内容などについて	認定こども園への移行により、今まで別の施設だった幼稚園と保育所が1つの施設になるが、保育の内容や費用面などは今までと変わらないという事で良いか。	認定こども園に移行することによって費用や保育内容が変わるということはない。一番大きく変わる事は、名前が変わる事。そして認定こども園化に伴って3歳児保育が始まる事。その他の事項については、変更はないという認識で問題ない。
費用や保育内容などについて	参考までに、費用的なものを教えて欲しい。 保育所と幼稚園で諸費に違いはあるか。	保育料については、3歳児以上は1号認定でも2号認定でも全員無償化の対象である。諸費は園によって異なるが、給食費など必要なものは今までどおりで変更はない。給食費を含め1月あたりおおよそ1万円程度である。 2号（保育所的な利用）と1号（幼稚園的な利用）で比較すると基本的には変わらないが、給食費については2号（保育所的な利用）の方が高くなっている。
費用や保育内容などについて	保育料以外の部分、延長保育料などは園毎に違うと思うが、今までと変わらないという理解で良いか。	お見込のとおり。
費用や保育内容などについて	延長保育も金額が決まっているのか。	今までと変わりなく、2号認定の場合18時15分から19時までで一律月2,500円という延長料金が発生する。ここにはおやつ代も含まれる。月に1回でも18時15分を過ぎる事があれば、その月は2,500円の延長料金を徴収することになる。
費用や保育内容などについて	1号認定には、延長はないのか。	1号認定については、月～金は16時30分までの預かり保育を実施しており、1回200円を徴収している。降園時間が早い水曜も、1回200円で16時30分まで実施している。
費用や保育内容などについて	1号認定の預かり保育は16時30分が最長で、それ以上預かってもらうことはできないのか。 また、令和8年度から認定こども園に移行するが、始まった日から預かり保育は利用できるのか。	1号認定の場合は16時30分が最長となる。 また、令和8年4月2日から預かり保育の利用はできるが、入園前の春休み期間においては、お子さんが集団保育の経験がない場合等、お子さんの状況に合わせて保護者の方と園とが相談しながら、無理のないように進めていく。

項目	質問内容	回答
費用や保育内容などについて	1号認定は土曜、日曜、祝日は保育はしていないのか。	1号認定はお休みである。ただし、夏休みなどの長期休業中の平日は（お盆前後の1週間の閉庁期間を除く）、預かり保育を実施しており、利用していただくことは可能である。
費用や保育内容などについて	1号認定でも夏休みの利用はできるという説明であったが、4、5歳児の1号認定も夏休みの間の利用は可能なのか。	4、5歳児の1号認定についても、長期休業前に園から預かり保育の申し込みのご案内をするので、そちらに申請いただくことで、夏休み中の預かり保育が利用可能である。
費用や保育内容などについて	1号認定の預かり保育について、朝の登園前は実施されているのか。	現在、登園前の預かり保育は実施していない。 また、認定こども園移行後も実施の予定はない。
費用や保育内容などについて	晩成幼稚園で、2歳児について月に1回親子登園をやっていたと思うが、2歳児でも1か月に1回親子登園はあるのか。	未就園児親子登園については、現在、各こども園についても2歳児の未就園児親子登園を行っているので、同様に行っていく。
費用や保育内容などについて	1号認定の子どもたちは2号認定の子どもたちと一緒に過ごすという事か。	今までから認定区分ではなく、年齢毎でクラス編成をしており、今後も1つのクラスに1号と2号の子どもたちが混在する事になり、現在と同じ場所での保育を予定している。
費用や保育内容などについて	幼稚園的要素よりも保育所的要素の方が強いという事か。	どちらの要素が強いというものではなく、教育的な内容については、今までと変わりはない。

項目	質問内容	回答
費用や保育内容などについて	子どもが食物アレルギーを持っているが、こども園の給食はアレルギー対応してもらえるのか。	食物アレルギーについては、すべての園で除去食の対応をしている。月に1度、保護者と除去食の話し合いの機会を持ち、相談しながら給食の提供を行っている。
費用や保育内容などについて	子どもが持病をもっているが、看護師は常駐しているのか。 また、持病に関しては、10月に願書を提出する前に、市役所で相談した方が良いのか。1号認定での入園を考えており、10月に願書を出した時点で「入園できません」と言われても困るため、どのように進めたら良いのか。	看護師については常駐できていない場合もある。医療的ケアが必要な場合は検討会議を重ね、保護者の方と色々と相談しながら入園について進めていく事になるが、ご相談いただくタイミングとしては願書の提出時期にまずは各園にご相談いただければと思う。看護師の募集をかけても見つからない事があり、1号認定の方は、親子通園をお願いするなど、保護者の協力を得ながら通園いただく事もあるが、できるだけ看護師を任用して対応していく。 また、2号認定の場合には、看護師を配置している別の園に入園いただく場合もある。
費用や保育内容などについて	現在、2歳児で保育所に通っているが、特に変わらないという認識で良いか。幼稚園については3歳児保育が始まるという事で、変更があるという認識で良いか。	お見込のとおり。幼稚園で3歳児保育が始まる事が変わる事である。
費用や保育内容などについて	現時点で、2号認定で入所し継続している園児に対してはどういう扱いになるのか。	そのまま変わりはない。
費用や保育内容などについて	幼稚園と保育所が一緒になることで、バスや夏休みなど、保育所として入る場合と幼稚園として3歳から入る場合で違いはあるか。	バスについては再配置に伴って統合された園しか運行していないため、認定こども園化に伴ってバスを運行するということはない。 幼稚園的な利用であれば夏休みは基本的には休みだが、お盆の1週間程度の閉庁期間以外は預かり保育を利用することが可能である。

項目	質問内容	回答
入園に関する こと	資料の「認定こども園になることで変わる事」の4つ目の、「幼稚園的な利用の方が就労等の理由により保育が必要となった場合、入所検討の結果、2号認定として受け入れ可能」と書かれているが、新規で2号認定として入園したい方と、1号認定で通っていて、2号認定になるという方が同時にいられた場合、1号認定から2号認定に変わる方が加点があり入りやすくなるのかどうか教えて欲しい。	1号認定から2号認定に変更する際には入所調整があり、新規で申し込んでいる方の指数がその方より高い場合には、2号認定にすぐに変更する事はできない。指数が高い方がいない場合には、書類の手続きのみで、すぐに2号認定に変わることができる。令和8年度の加点については今からの検討となる。令和8年度の指数表については決定されるとホームページで公表する。
入園に関する こと	通園区域としては、1号認定の場合は居住地の小学校区になり、2号認定の場合はどこからでも行けるという理解で良いか。	お見込のとおり。
入園に関する こと	通園区域以外の園に2号認定で預けた場合に、仕事を辞めて1号認定になったら、通園区域内の施設に限り戻れるという認識で良いか。 また、手続きとしては、どのような手続きになるのか。	2号認定で通園区域以外の園に入所していて、仕事を辞めた場合、通園区域内の認定こども園（幼稚園的な利用）に戻る事は可能である。 手続きについては、同一施設に通う場合は認定区分の変更の手続きのみとなるが、通園区域の園に通われるのであれば、一度認定こども園を退園し、通園区域の幼稚園に入園の申込をする形となる。
入園に関する こと	2号認定の3歳児として校区外から通っていた場合に、仕事を辞めて1号認定になったら元々の校区で1号認定として通う事ができるということだが、元々の校区で通ってくださいという案内が市から来るのか。	そのまま残りたいのか、それとも移りたいのか等保護者の方の希望があると思うので、保護者の方から園に相談いただき話し合っ決めていくことになる。
入園に関する こと	資料には「1号認定の方が就労等の理由により保育が必要となった場合、入所検討の結果、2号認定として受け入れ可能になると、長時間部の保育を利用できるようになります。」と書かれてあるが、基本的には希望者が複数いる場合、指数が高い人からの案内になるので、指数の判定をしてもらい、指数が高ければ2号認定として入れるかも知れないという理解で良いか。	お見込のとおり。指数が他の方より高ければ、そのまま2号認定に変わってもらう事になる。他の希望されている人の指数の方が高い場合は、1号認定でそのまま通ってもらうか、他の2号認定に空きのある園を探してもらう事になる。

項目	質問内容	回答
入園に関する こと	2号から1号に変わる場合に、定員の問題があるかと思うが、1号の定員がいっぱいとなった場合はどのような取扱いとなるのか。	2号認定から1号認定に変わる場合は、もともと在籍している子の認定区分を変更するだけであり、定員オーバーにより受入れができないということはない。 ただし、反対に1号認定から2号認定に切り替わる場合には、2号認定は市内全域から通園が可能であり、より指数の高い方が待機している場合は1号から2号にただちに変わることはできない。
入園に関する こと	2号認定の定員に空きがない場合は、1号からそもそも変われないのか、または新2号となるのか。	新2号へ切り替えて預かり保育を無償化して継続するか、他の2号認定に空きのある園を探してもらうことになる。
入園に関する こと	保育所であれば、毎年10月頃に次年度の入園申し込みが始まっていると思うが、幼稚園の方は認定こども園になっても10月頃の申し込みになるのか。	認定こども園に移行後も申込時期に変更はなく、1号認定も2号・3号認定も同じく秋位からを予定している。1号（幼稚園的な利用）については、願書は幼稚園での受付になるので、希望される幼稚園に願書を取りに行ってもらい提出いただくことになる。
入園に関する こと	2号で申し込みたいが、落ちた時の事を考えて1号も申し込むという風に、保育所と幼稚園の両方を申し込む事は可能か。	両方に申し込んでもらう事は可能である。 2号認定については、指数によって入所検討する事になるので、2号認定で入所できない場合は1号認定で入所できる事になる。 1号認定については通園区域内の方であれば全員入所可能である。
入園に関する こと	保育所的な利用の2号認定について、人数が多かった場合は通園区域内の方が優先されるのか。	指数の高い方から順番に入園案内を行っていくが、通園区域内の方に対する指数への加点はない。ただ、指数が同点となった場合に優先順位を決定するための「順位表」には、校区内を優先という項目はある。指数については、毎年見直しを実施する。

項目	質問内容	回答
入園に関する こと	認定こども園の通園区域内に住んでいたら、3歳になれば自動的に通園区域内の認定こども園に入園する事になるのか。	自動的ではなく、希望され願書を提出されたら入園となる。
入園に関する こと	希望しなければ、3歳でも通わないという選択もあり、希望を出せば通園区域内の認定こども園の1号認定については、校区内であれば定員に関係なく入園できるという事か。	お見込のとおり。
入園に関する こと	申し込む際に1号認定、2号認定を選んで申し込むのか。それとも就労によって変わるのか。	保護者が選ぶことになる。ただ申込場所が1号認定は各園で受け付けし、2号認定についてはこども未来課の窓口で申し込む事になる。1号認定については基本、居住地の小学校区内の方は全員入園できる事になる。2号認定、3号認定の場合は市内全域が通園区域となり、入所調整を行う事になる。保育の必要性が高い方から指数順になるので、2号認定、3号認定の方は必ず入園できるという訳ではない。
入園に関する こと	2号認定より1号認定の方が入りやすいという事か。	1号認定の受け入れは通園区域内に限るが、通園区域内に居住されている方は全て入園可能となる。
定員や職員配置 について	1号認定について、3歳から5歳まで受入れを拡大するという事だったが、それによって2号認定と3号認定の人数を減らしていく方針なのか。保育所的な利用が入りにくくなるような事はないのか。	現状として、4歳と5歳児で園区内に在住する幼稚園の利用を希望される方については全員を受け入れる必要があるため、1号認定の4、5歳児で入園される人数を見込んで2号認定の3歳児の人数を決めている。1号認定の3歳児保育を開始しても、今まで4、5歳で入園してきた子たちが3歳で入園してくる事になると想定しており、それを鑑みると現在の状況と変わらないと考えている。

項目	質問内容	回答
定員や職員配置について	3歳児保育が始まるという事は、3歳、4歳、5歳の人数が増えてくるとい う事か。 そうなった場合、先生の人数が現状のままだと少し心配である。配置で きる保育士に対して預かる人数を決めるのか、又は配置する保育士で預 かれる人数以上に預かるという事になるのか。	3歳児保育の開始に伴い、3歳児については人数が増えるかもしれないが、4歳、5歳については大 きくは変わらないと考えている。 園区内で入園を希望された方については、全員受け入れる必要があるが、現在の4、5歳児の1号認 定の利用状況から考えると、急増するような事はないと見込んでいる。 また、先生については、3歳児は子ども15人に対して1人など、配置基準が決まっているため、子 どもの人数に合わせた先生の配置になる。
定員や職員配置について	現状のこども園には保育士以外に保育補助の方がいたり、色々な働き方 があるが、それはそのまま継続されるのか。資格がなくても短時間の保 育補助とか、夕方の短時間パートとか、働き方はそのまま継続されるの か。	働き方についても、そのまま継続する。
定員や職員配置について	認定こども園になった場合、保育士資格だけでも働けるのか。	担任の先生は、令和11年度以降は保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方が必要になるが、職種に よっては保育士資格だけで良い職種もある。担任の先生については、令和11年度までに全員、両 方の資格を取得するよう進めているところである。
定員や職員配置について	現在、市内の園に通っているのだが、働き方改革という通知は去年から いただいております、今年度から職員の負担を減らすための業務の簡素化が 実施されているが、保護者の目から見て、去年と比較して、保育士と保 護者の交流が減っているように感じる。もうちょっと保護者と保育士が 積極的に交流できるような、にぎやかな園であって欲しいと思ってお り、これが認定こども園化によって人員が減り、更に簡素化していくの ではないかと心配している。	認定こども化によって職員が減るという事はないが、職員がより働きやすくなるように、職員の 働き方改革は進めており、保護者の方が不安にならないように進めていきたいと考えている。

項目	質問内容	回答
その他	檀原市には待機児童は何人ぐらいいるのか。	昨年整理した実質待機児童としては、約70人前後かと思われる。保留通知を出している方全員では約300人程度である。
その他	今の檀原市の状況では、上の子と下の子が同じ保育所に入れず、時短勤務を取っているという話を聞く。 自身もこの3月に上の子が小規模保育所を卒園し、4月から3歳児クラスで金橋保育所に入れても、下の子が同時入所になると新規入所の扱いとなり加点が付かないという回答だった。 きょうだいを同じ保育所に預けられるよう頑張ってもらいたい。	きょうだいのお子さんが入所しやすいようにきょうだい加点はつけているが、お話のケースにおいては、小規模保育事業所を卒園して金橋保育所に入園されているお子さんについては【小規模保育事業所の卒園児】としての加点が付いているが、おっしゃるとおり同時入所の下の子には【きょうだいですでに入所してる施設の利用を希望する場合】の加点がついていない。（【複数のきょうだいと同時に利用申請】の加点の1点はついている） 令和7年度入所に係る指数についてはすぐには変えることができないが、令和8年度入所に係る指数については、いただいたご意見も踏まえてきょうだいと同じ施設を利用しやすいように検討していきたいと思う。